広報誌 VOL.64

水道だより

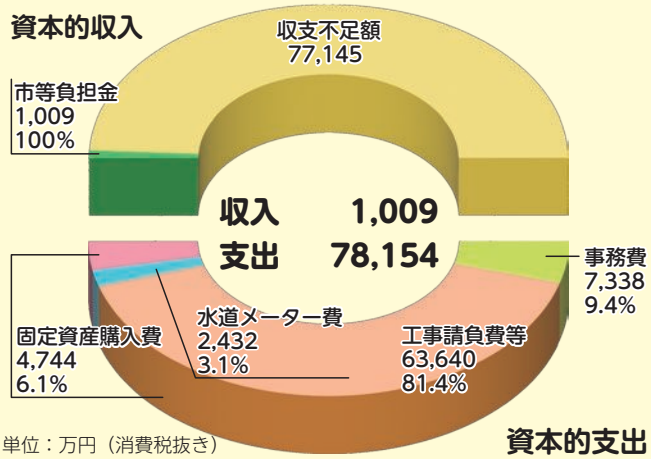
編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118

令和８年 10 月

令和７年度決算のあらまし

資本的収支

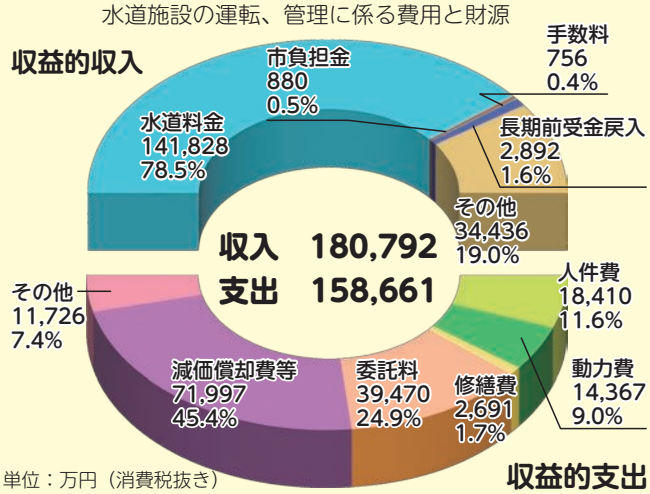
配水場や配水管などの水道施設の更新・整備や耐震化など長く使うものの費用と財源



単位：万円（消費税抜き）

収益的収支

水道水をつくり、家庭などに届けるための水道施設の運転、管理に係る費用と財源



単位：万円（消費税抜き）

水道事業の会計は、複式簿記を採用しており、「資本的収支」と「収益的収支」の二本立てで予算を編成し、決算を行っています。

左上の図の「資本的収支」についてですが、令和７年度の「資本的支出」は、総額で７億8,154万円となりました。その内容としては、管路網の整備・耐震化や水源井新規整備事業（調査・設計）のほか、令和８年度までの２箇年継続事業であるPC配水池場内弁更新及び場内外送水・導水管耐震化工事などがあります。

また、その財源である「資本的収入」は、市等負担金1,009万円であり、収支の不足額７億7,145万円は自己資金で補填しました。自己資金には、次の「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金と現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金、消費税調整額が充てられます。

次に、右上の図の「収益的収支」についてですが、令和７年度は、収益的収入が18億792万円に対し、収益的支出が15億8,661万円で、差引き２億2,131万円の純利益となりました。

「収益的収入」は、昨今の物価高騰の影響を受けている市民と事業者の皆様の負担軽減を目的とした水道料金及び下水道使用料の基本料金減免事業の実施月数の相違などにより、主な収入の水道料金が令和６年度と比較すると2,826万円の増となった一方で、料金特別措置補塡金が減となるなどしたため、事業収益総額では290万円の減となりました。

「収益的支出」については、委託料や減価償却費などの増により、事業費総額で1,756万円の増となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給できています。この深層地下水100％の水道水をいつまでも安定して供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、今後も節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和７年度の事業の概要

給水人口	116,348人	（前年度比：621人増）
給水世帯	59,028世帯	（前年度比：733世帯増）
年間総配水量	12,818,800㎥	（前年度比：15,820㎥増）
有収水量	12,273,035㎥	（前年度比：26,207㎥減）

水道の使用状況を活用して高齢者の見守りが可能に



本市の65歳以上の人の割合は、全国平均以下であるものの26％を超えており、今後も増加することが見込まれています。そのため、特に一人暮らしの高齢者への安否確認などが大きな課題となっていることから、新たに水道の使用状況を活用した高齢者の見守り事業を開始します。

この事業は、現在設置している水道メーターを、無線通信等が可能となる水道スマートメーターへと交換し、水道の使用状況から日々の生活状況や異常状況を遠方に居住している親族等が把握できるようにすることで、高齢者ご本人及びその親族等の不安を解消します。

■見守りの対象者（利用者）

市内在住の65歳以上の一人暮らしの方

■見守りの方法

毎日の生活で使う『水』に注目

生活する上で、毎日必ず使う『水道』を用いた見守り事業です。
定期的に『水道』を使うことで、元気な生活を送っていることが、見守る人たちに伝わります。

普段どおり生活するだけでＯＫ

特別なことをしていただく必要はありません。
高齢者ご本人のプライバシーにも配慮して、そっと見守ります。

どうやって見守るの？

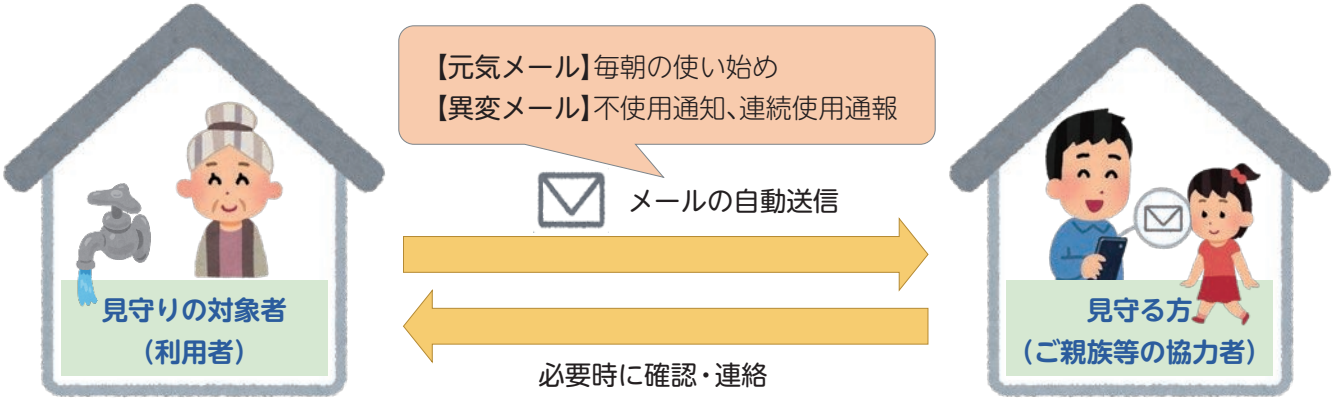
新たに設置する水道スマートメーターが、水道の使用状況を把握し、受信センターを通して、
見守る方（協力者）に、状況に応じたメールを送信します。

毎朝、初めて水道を使ったとき

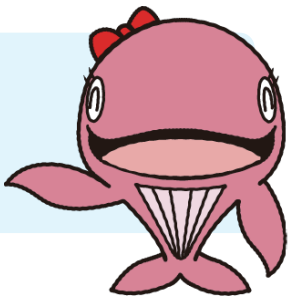
【元気メール】を配信
活動を始めたことが、
見守る人に伝わります

８時間以上、水道を使っていない
または
２時間以上、水道を出し続けている

【異変メール】を配信
「いつもと違う」ことが、
見守る人に伝わります



事業の主な流れ



利用者

■申請

「高齢者水道スマートメーター見守り事業利用申請書(第１号様式)」を
昭島市水道部に提出

↓

市

■利用を承認

「高齢者水道スマートメーター見守り事業利用承認通知書(第２号様式)」を通知

↓

市

■水道スマートメーターを発注・設置

利用者

■利用料の支払い

月額：**165円**(税込)
毎年度、４月中に１年分を昭島市水道部へ支払い(申請初年度のみ、月数や支払時期は別途調整)

■メール配信先（協力者）の設定など

↓

協力者

■見守りメールの受信（以下の場合に、自動送信）

・毎朝、初めて水道を使ったとき
・８時間以上、水道を使っていないとき
・２時間以上、水道を出し続けているとき



※利用の取消しは、いつでも可能です。
その場合、未利用月分の利用料は返金となりますが、利用料の日割計算はできません。
(取消しのタイミングによっては、次月分まで利用料がかかることがあります。)

▲詳細はこちら



【お問い合わせ先】

水道部業務課 ☎543-6111

保健福祉部介護福祉課
高齢者支援係 ☎544-5111

漏水調査について～深層地下水100%のおいしい水を守ります～

大切な資源である水道水の有効利用と漏水による道路陥没等の二次被害を未然に防ぐため、今年度も市内全域で漏水調査を実施する予定です。

調査方法は、漏水時に発生する「水音」を専用機器で探し、漏水箇所を特定します。

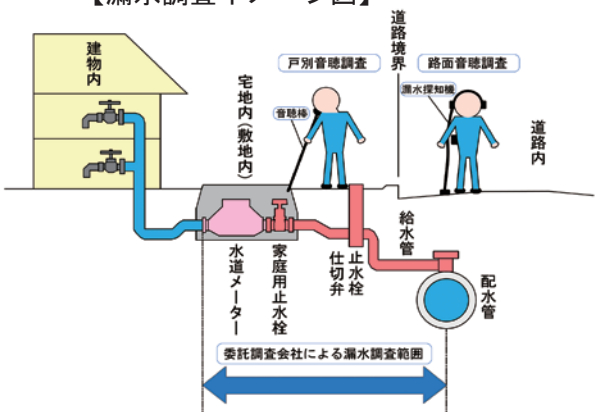
調査範囲は、戸建て住宅の水道メーターから道路内の配水管までとなります。(集合住宅・ 各施設等は除く) (右記【漏水調査イメージ図】をご参照ください。)

調査の際に、調査員が敷地内へ立ち入ることがあります。ご協力をお願いします。

なお、本調査では、水道メーターより建物側及び建物内の調査は行いません。

調査は、水道部が委託した調査会社が行い、**調査員は必ず水道部貸出の腕章・市発行の身分証明書を携帯しています。また、お客様に調査費用を請求することは一切ありません。**

【漏水調査イメージ図】



【お問い合わせ先】
昭島市水道部工務課工務係
☎042-543-6111

▲詳細はこちら

貯水槽水道の衛生管理について

ご家庭の水道設備 (配水管の分岐部分から蛇口まで) は、その建物所有者の財産であり、維持管理も所有者に行っていただく必要があります。

特に、ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク (受水槽) に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。受水タンクの有効容量が10㎥を超えるものは水道法により、10㎥以下で５㎥を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の所有者は次のような管理を行うよう努めてください。

[受水タンクの清掃]

１年に１回以上、定期的に清掃してください。

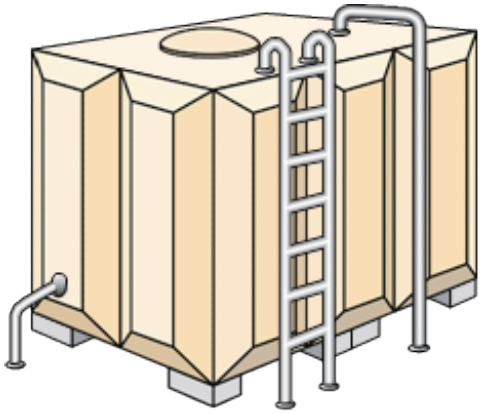
[受水タンクの点検]

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、
１ヵ月に１回は施設の点検を行ってください。

(1) 毎日行う検査
　水の色・濁り・におい・味のチェック
(2) 週１回行う検査
　残留塩素の測定
(3) 年１回行う検査(専門の水質検査機関で行う)
　理化学検査、細菌検査

[直結給水を推進しています]

昭島市では、受水タンクを経由せず、配水管から直接蛇口まで給水する「直結給水方式」をお勧めしています。受水タンクは、管理によって、水質への影響が生じる場合もありますが、直結給水方式では、新鮮な水道水を直接お届けできます。また、受水タンクの清掃等の維持管理が不要になるなどのメリットがあります。検討されている方は、水道部工務課にご相談ください。



▲詳細はこちら

【お問い合わせ先】

※受水タンクの有効容量によって異なります。
〈受水タンクの容量が５㎥を超える場合〉
　東京都多摩立川保健所
　生活環境安全課環境衛生第一担当
　(立川市柴崎町2-21-19)☎042-524-5171
〈受水タンクの容量が５㎥以下の場合〉
〈直結給水方式への切替えの相談〉
　昭島市水道部工務課給水係 ☎042-543-6111